

越谷市障害福祉計画

平成 19 年 3 月

越 谷 市

目次

第1章 . 計画の策定にあたって	1
第2章 . 計画の目標	3
第3章 . 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	7
第4章 . 地域生活支援事業	16
第5章 . 計画の実現に向けて	22
附表 . 障害福祉サービス等の必要見込み量一覧	23

資料編

1 . アンケート調査結果報告	26
2 . 計画の策定経過と策定体制	35
3 . 用語の解説	37

本計画における「障害者」とは、特に定めがない限り、障害児を含めています。

第1章 計画の策定にあたって

1．計画策定の背景と趣旨

越谷市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」に基づき、ノーマライゼーションの理念のもと、『障害のある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現をめざし、各種の障害者施策を進めてきました。

こうした中、障害者の福祉制度は、この数年間で大きく変化し、平成15年度には支援費制度が導入され、また、平成17年10月に成立した障害者自立支援法では、これまで障害種別ごとに提供されてきたサービスの一元化を図るとともに、既存のサービス体系の再編や利用者負担の見直しなどが行われることになりました。そして、障害福祉サービス等を円滑に提供できるよう、基盤整備に向けた数値目標やサービスの見込み量などを定める「障害福祉計画」の策定が、県と市町村に義務づけられました。

本市としては、「障害福祉計画」を策定することにより、すでに策定している「新越谷市障害者計画」における障害者施策と合わせ、総合的な障害者自立支援体制の確立を目指します。

2．計画の性格、位置づけ、期間

1．計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、国の基本的指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

【定める事項】

各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること

2. 計画の位置づけ

「障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画です。

これに対し、「新越谷市障害者計画」は障害者基本法に基づくもので、第3次越谷市総合振興計画の部門計画として障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期計画です。障害者自立支援法の新たな事業体系にあわせて、平成19年度に見直しを予定しておりますが、障害福祉サービスに係る目標値については、障害福祉計画との整合性を図ってまいります。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成20年度までの3ヶ年を第1期計画とします。

また、平成20年度に、第1期計画の実績を踏まえて必要な見直しを行い、平成21年度から23年度までの第2期計画を策定します。



障害者自立支援法では、現行の施設サービスについては、おおむね5年程度の移行措置期間内に新サービス体系に移行することとされています。

第2章 計画の目標

1．基本的理念

計画の策定にあたって、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法および新越谷市障害者計画の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮してまいります。

1．障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自分で住みたい場所を選び、必要な障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービスの提供体制の確立を図ります。

2．市を主体とする仕組みと三障害の制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体が市となり、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実を図るとともに、県の支援などを通じて障害福祉サービスの充実に努めます。

3．地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等のインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

2．基本目標

基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

1．訪問系サービスの充実

精神障害者に対し、立ち後れている訪問系サービスの利用を促進するとともに、障害者が必要な訪問系サービスを受けられることができるよう、サービスの充実を図ります。

2．日中活動系サービスの充実

いわゆる小規模作業所の利用者が、法に基づくサービスへの移行等ができるように推進するとともに、希望する障害者に日中活動系サービスの充実を図ります。

3．グループホーム等の充実と地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を図ります。

4．福祉施設から一般就労への移行

就労移行を支援する事業等を充実することにより、障害者の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設において働く場の拡大を図ります。

5.相談支援に関する基本的な考え方

障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、地域の実情に応じ、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を設け、ネットワークを構築します。

3 . 平成 2 3 年度の数値目標の設定

障害者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応することが必要です。このため、必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたっては、まずはこれらの課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成 2 3 年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

1 . 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等の生活に移行する者の数を見込み、その上で、平成 2 3 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、現時点の施設入所者数の 1 割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成 2 3 年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から 7 % 以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとされています。

そこで本市においては、現在の施設入所者の 1 割が平成 2 3 年度までに地域移行することを目指すものの、障害者施設の入所者数については、待機者の状況を考慮し、平成 2 3 年度末までに 2 % の減少を目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
現在の入所者数 (A)	2 0 1 人	平成 1 8 年 9 月 末 現 在 の 数 (身体障害者療護施設・身体障害者入所授産施設・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設の入所者数を計上)
【目標値】(B) 地域生活移行	2 0 人 (1 0 %)	(A) の うち、平成 2 3 年 度 末 ま での 地 域 生活 移 行 目 標 数
今後、施設入所支援が必要な人数 (C)	1 6 人	平成 2 3 年 度 末 ま だ に 新 た に 施 設 入 所 支 援 が必要 な 利 用 人 員 見 込 数
平成 2 3 年 度 末 の 入 所 者 数 (D)	1 9 7 人	平成 2 3 年 度 末 の 利 用 人 員 見 込 数 (A - B + C)
【目標値】(E) 入所者削減見込	4 人 (2 %)	差 引 減 少 見 込 数 (A - D)

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という。)が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値(平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村および都道府県が定める数)を設定することとされています。

本市の目標値は、埼玉県が平成18年6月に実施した実態調査に基づき、人口按分で算出した数値とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 現在の退院可能 精神障害者数	37人	埼玉県の平成23年度末までの減少目標825人を市の人口で按分

3. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

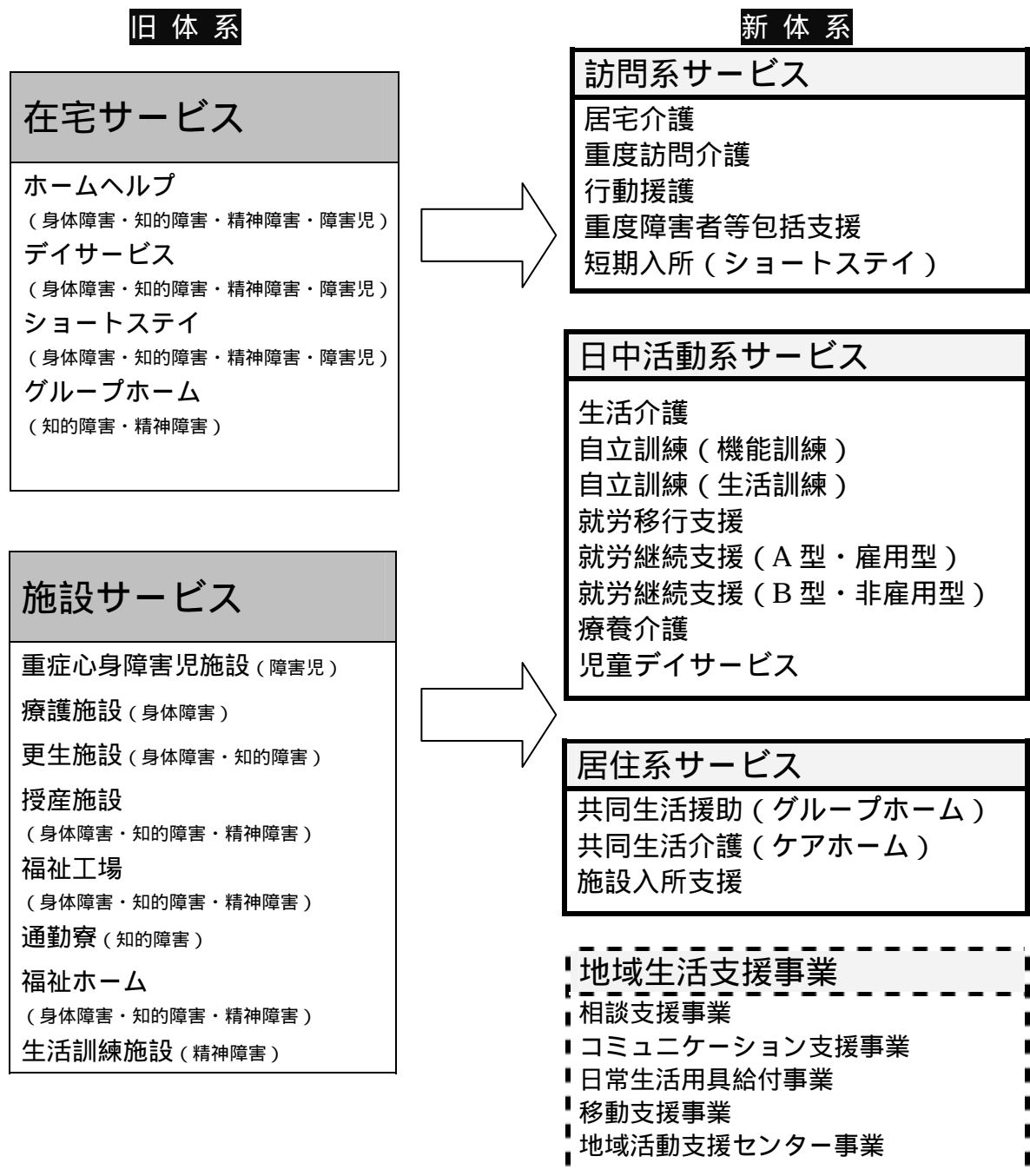
国の基本指針では、目標の設定にあたっては、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされています。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指しています。

そこで、本市の平成23年度における一般就労者数は平成17年度の4倍にすることを目標とします。

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労者数	3人	平成17年度に、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労者数	12人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数

第3章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

障害者自立支援法に基づく新体系サービスでは、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住系サービス」に大別されます。さらに、市町村が地域の実情に応じて行う地域生活支援事業があります。



1. 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要量の見込み

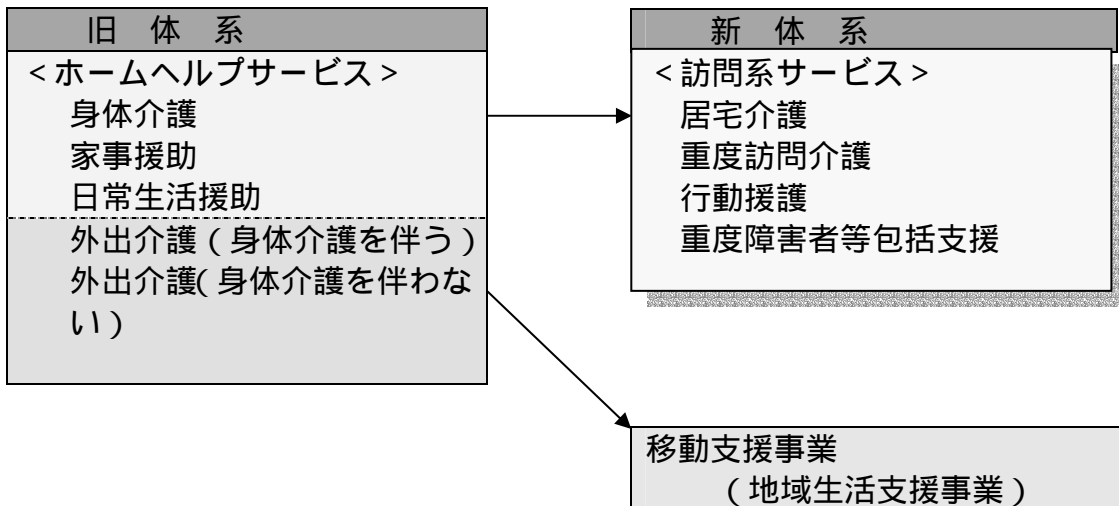
1. ホームヘルプサービス(訪問系)の必要量について

(1) サービスの概要

居宅介護	自宅で介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上の障害のある人などに、外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

(2) 算定の考え方

従来のホームヘルプサービスは障害者自立支援法の施行に伴って、事業の組替えが行われ、4つの訪問系サービスと地域生活支援事業の移動支援事業に分類されました。



4つの訪問系サービスの必要量は、旧体系における身体介護・家事援助・日常生活援助サービスにかかる平成15年度から平成18年9月までの利用時間数・利用人数の推移を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味して算定します。

< 過去の実績 >

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年 4～9 月
年間利用時間	13,162	25,047	31,173	15,168
利用人数	81	110	131	138
平均利用時間	162.5	227.7	238.0	109.9

旧体系の外出介護分は除いて算出

(3) サービスの必要見込み量

* 算定式：利用人数 × 平均利用時間

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
年間利用時間	31,200	32,766	34,327	39,008
利用人数	140	147	154	175
平均利用時間	222.9	222.9	222.9	222.9

4つの訪問系サービスの合計

2. 短期入所(訪問系)の必要量について

(1) サービスの概要

短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間・夜間を含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
------	---

(2) 算定の考え方

短期入所の必要量は、平成15年度から平成18年9月までの利用日数・利用人数の推移を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味して算定します。

< 過去の実績 >

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年 4～9 月
年間利用日数	1,757	1,827	2,741	1,579.5
利用人数	77	87	91	58
平均利用日数	22.8	21.0	30.1	27.2

(3) サービスの必要見込み量

* 算定式：利用人数 × 平均利用日数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
年間利用日数	3,200	3,346	3,489	3,916
利用人数	90	94	98	110
平均利用日数	35.6	35.6	35.6	35.6

3. 施設の新体系サービス(日中活動系・居住系)の必要量について

(1) サービスの概要

【日中活動系サービス】

生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な身体障害者に、理学療法・作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練・コミュニケーション・家事等の訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人などに、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業での就労が困難な人などに、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般就労への移行に向けて支援を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業での就労が困難な人などに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行います。
療養介護	常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療ケアを必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護および日常生活上の介護を行います。

【居住系サービス】

共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
---------------------	---

共同生活介護 (ケアホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

(2) 算定の考え方

障害者自立支援法の施行に伴い、従来の施設サービスは今後新体系の日中活動系・居住系サービスに移行することになることから、サービスの必要量については、新体系への移行を踏まえて算定するものとします。

平成18年9月末時点で利用されている施設は下記に示すとおりであり、これらの施設が今後、新体系のサービスに移行していきます。

<施設サービスの利用状況(市外施設含む)> 平成18年9月末時点

施設区分	施設数	利用人数
身体障害者療護施設	9	26
身体障害者入所更生施設	5	8
身体障害者入所授産施設	6	8
身体障害者通所授産施設	4	13
身体障害者筋ジス療養施設	1	3
知的障害者入所更生施設	46	159
知的障害者通所更生施設	6	33
知的障害者入所授産施設	4	8
知的障害者通所授産施設	11	79
知的障害者通勤寮	1	1
心身障害者地域デイケア施設	22	137
精神障害者小規模作業所	5	61
精神障害者地域生活支援センター	1	44
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	1	3
重症心身障害児施設	1	24
計	123	607

そこで、施設の新体系サービスの必要量は、施設に対する移行計画調査の結果を踏まえ、さらに入所施設から地域生活への移行、入所施設の待機者、退院可能な精神病院入院患者の地域生活への移行および養護学校卒業生のサービス利用予想を加味して算定します。

(3) サービスの必要見込み量

必要量の単位：人日分（1ヶ月当り）

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
	人数	必要量	人数	必要量	人数	必要量	人数	必要量
生活介護	3	66	65	1,430	82	1,804	261	5,742
自立訓練 （機能訓練）	1	22	3	66	3	66	9	198
自立訓練 （生活訓練）	0	0	5	110	6	132	29	638
就労移行支援	3	66	10	220	18	396	32	704
就労継続支援 A 型	0	0	2	44	2	44	4	88
就労継続支援 B 型	1	22	12	264	46	1,012	158	3,476

上記の施設サービスは継続的に利用されることが多いために必要量は1ヶ月の総利用日数で算定する。

（例）生活介護：3名×22日（月間の利用日数）＝66人日分

必要量の単位：人分（1ヶ月当り）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
療養介護	3	3	3	27
共同生活援助 共同生活介護	25	31	37	54
施設入所支援	6	34	49	205

4. 児童デイサービス(日中活動系)の必要量について

(1) サービスの概要

児童 デイサービス	療育を必要とする障害児に対して、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
--------------	---

(2) 算定の考え方

児童デイサービスは、平成15年度から平成18年9月までの利用状況を基礎に必要量を算定します。

<過去の実績>

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年 4~9月
年間利用日数	0	0	16	0
利用人数	0	0	1	0

(3) サービスの必要見込み量

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
年間利用日数	7	7	7	7
利用人数	1	1	1	1

5. 相談支援の必要量について

(1) サービスの概要

サービス利用 計画の作成	長期間の入所・入院から地域生活に移行しようとする人、および家族や周囲からの支援が得られず具体的な生活設計が困難な人に、サービス利用の斡旋、調整、生活全般の相談を行うため、サービス利用計画を作成します。
-----------------	--

(2) 算定の考え方

施設や病院から地域移行した人や単身者、重度障害者包括支援サービス利用者を対象にサービス利用計画作成の見込み件数を算定します。

(3) サービスの必要見込み量

単位：人分

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
月間利用件数	0	8	12	24

2．障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

1．訪問系サービスの充実

(1) サービス事業者への情報提供

障害福祉サービスや相談支援の提供基盤を確保するため、これらのサービス事業者の把握に努めるとともに、広く、情報提供を行うことなどにより、多様な事業者の参入を促進します。

(2) サービス内容の充実

障害の種別にかかわらず、必要に応じて、適切なサービスが受けられるよう、利用の斡旋、調整などの支援を行います。また、質の高いサービスが提供できるよう、研修等により従事者の資質の向上を図るとともに、公正・中立な立場から福祉サービスを評価する第三者評価の導入を促進します。

2．日中活動系サービスの充実

(1) 日中活動系サービスへの移行促進

日中活動系サービスの充実を図るため、新体系移行支援事業等を活用しながら、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めます。

(2) 地域デイケア施設等の移行支援

地域デイケア施設や精神障害者小規模作業所が、生活介護や就労継続支援などの障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターに円滑に移行できるよう、施設整備に対する補助を行います。また、すぐに移行できない施設については、運営費等の補助を行います。

3．居住系サービスの充実

(1) グループホーム・ケアホームの設置促進

障害者の地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場であるグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の設置について、国の障害者自立支援法円滑移行特別対策を活用し、社会福祉法人やNPO法人等に働きかけていきます。

(2) グループホーム等の利用促進

グループホームやケアホーム等での暮らしを体験するための補助を行い、障害者の地域生活への移行を支援します。

4. 一般就労への移行等の推進

(1) 一般就労への移行支援

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援や就労継続支援のサービス事業者が円滑な事業展開が図れるよう、新体系移行支援事業により、運営等に対する支援を行います。

また、障害者就労支援センターにおいて、サービス事業者への相談支援を行うとともに、就職後の職場定着のための事業所巡回や離職後の再就職のための相談など、次につなげる支援を行います。

(2) 就労支援事業の充実

障害者の一般就労を推進するため、企業やハローワーク等関係機関と連携を図りながら、障害者就労支援センターにおいて就労相談や職場開拓など障害者の適性にあった就労支援を行います。また、地域適応支援事業を通して、一般就労が困難な障害者の職場参加や職場実習を進めます。

5. 相談支援の整備

(1) サービス利用計画の支援

障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、利用計画をたてることが困難な方に、指定相談支援事業所においてサービス利用計画を作成します。

6. 障害者自立支援法の円滑な施行

(1) 利用者負担の軽減

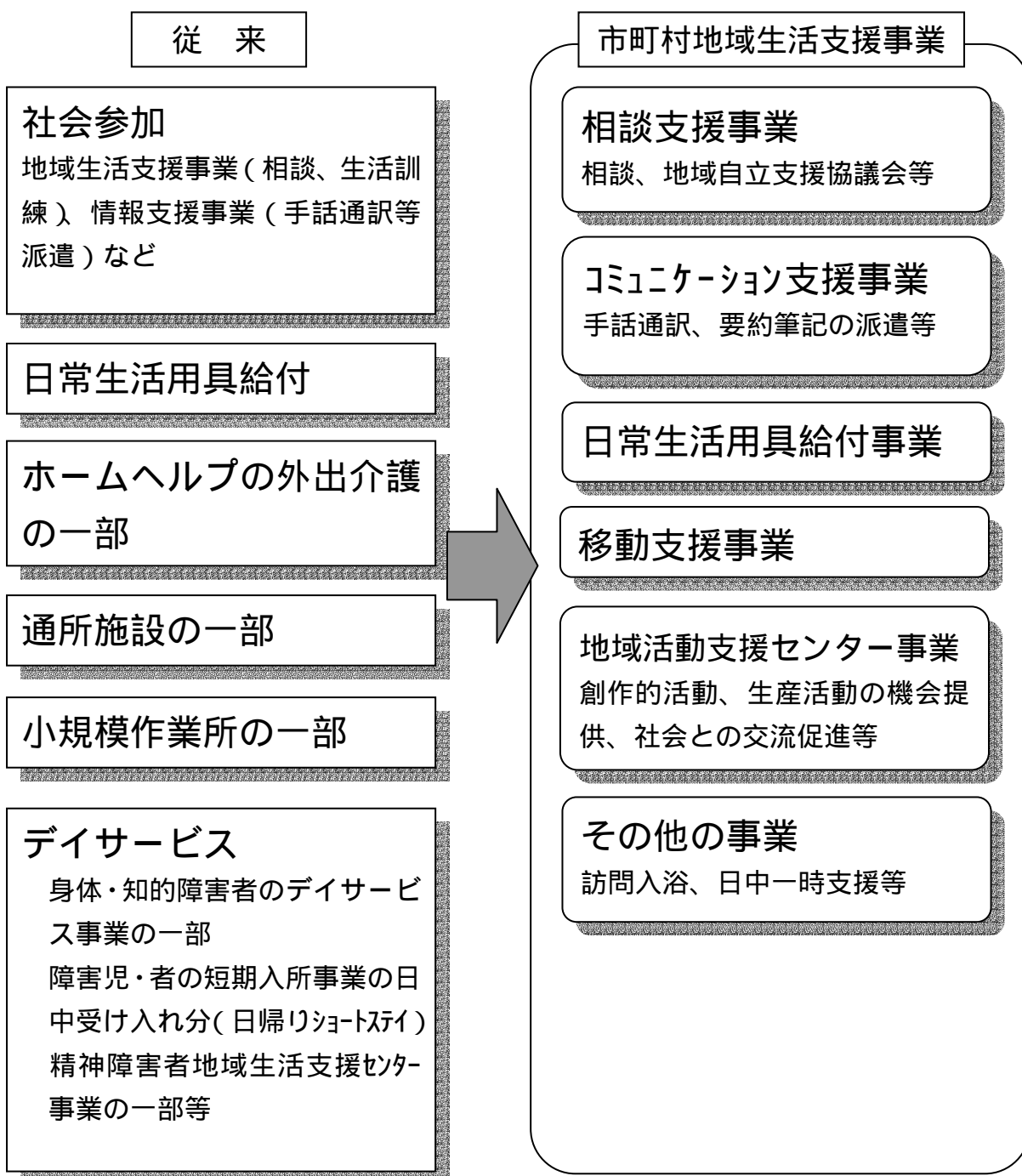
利用者負担の各種軽減措置について利用者への周知を図り、制度の適正な運用に努めます。また国の障害者自立支援法円滑施行特別対策に基づき、通所施設や在宅サービス利用者等について、利用者負担のさらなる軽減を行います。

(2) 事業者に対する激変緩和措置の実施

サービス事業者の安定的運営を確保するため、国の障害者自立支援法円滑施行特別対策に基づき、報酬額の支援を行います。

第4章 地域生活支援事業

市町村は、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者がある能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。



1 . 地域生活支援事業の内容および必要な量の見込み

1 . 相談支援事業

(1) 事業の概要

障害者相談支援事業

障害者および障害者の家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供などを行います。

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用する上で、成年後見制度の利用が必要と認められる障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害者の権利擁護を図ります。

(2) 算定の考え方

現在、相談支援事業を実施している事業所の活動を基礎に算定します。

(3) 事業の必要見込み量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業実施箇所数	4	4	4	6

2 . コミュニケーション支援事業

(1) 事業の概要

手話通訳者、要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚、音声・言語機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者の設置事業

聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、市役所の障害福祉課に手話通訳者を設置します。

(2) 算定の考え方

手話通訳者派遣事業については、過去の利用実績から今後の必要見込量を算定します。また要約筆記奉仕員派遣事業は、県事業の利用実績やボランティアサークルの活動状況を基礎に、今後、市独自の派遣事業の制度化を踏まえて算定します。

< 過去の実績 >

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年 4～9 月
手話通訳者 派遣事業	年 間 利用件数	375	464	569	318
	利用人数	22	25	31	34

(3) 事業の必要見込み量

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
手話通訳者 派遣事業	年 間 利用件数	643	707	756	840
	利用人数	34	37	39	43
要約筆記奉 仕員派遣事 業	年 間 利用件数	3	10	10	40
	利用人数	2	5	5	20

3. 日常生活用具給付事業

(1) 事業の概要

重度障害者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

(2) 算定の考え方

日常生活用具給付事業は、過去の利用実績から必要量を算定します。なお平成 18 年 10 月からストーマ装具が補装具から日常生活用具に変更となったことから、その利用見込みも加えて算定します。

< 過去の実績 >

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年 4～9 月
年間給付件数	139	202	202	86

(3) 事業の必要見込み量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日常生活用具	220	230	240	270
ストーマ装具	1,609	3,379	3,548	4,107
合計件数	1,829	3,609	3,788	4,377

4. 移動支援事業

(1) 事業の概要

屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(2) 算定の考え方

従来のホームヘルプサービスにおける外出介護が、平成18年10月から地域生活支援事業として位置づけられました。このため、平成15年度から平成18年9月までの外出介護サービスの利用状況を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味して必要量を算定します。

< 過去の実績 >

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年 4~9月
外出介護	年間 利用時間	477	4,988	11,072.5	5,499.5
	利用人数	12	72	94	84
	平均 利用時間	39.6	69.3	117.8	65.5

(3) 事業の必要見込み量

*算定式：利用人数 × 平均利用時間

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援	年間 利用時間	11,100	11,700	12,285	14,040
	利用人数	95	100	105	120
	平均 利用時間	116.8	117	117	117

5. 地域活動支援センター事業

(1) 事業の概要

障害者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

(2) 算定の考え方

地域デイケア施設や精神障害者小規模作業所に対して地域活動支援センターおよび新体系サービス事業所への移行希望を調査し、その人数を基礎に、退院可能な精神病院入院患者の地域生活への移行および養護学校卒業生の人数を加味して必要量を算定します。

(3) 事業の必要見込み量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
設置箇所数	1	5	11	9
利用人数	44	124	227	219

6. その他の事業

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

(2) 更生訓練費給付事業

自立訓練事業や就労移行支援事業等の利用者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(3) 就職支度金給付事業

就労移行支援事業や就労継続支援事業等の利用者で、就職等により自立する人に、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

(5) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、一時的な見守りや社会適応訓練などを行うことにより、その家族や介護者の就労支援や一時的休息のための支援などを行います。

2. 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための 方策

1. 相談支援事業

障害者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供が行えるようケースワーカーによる窓口相談等の充実に努めるとともに、相談支援事業所における相談機能を高めていきます。また、地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築を図るとともに、相談支援事業所において三障害のいずれにも対応できるよう機能の充実に努めます。

2. コミュニケーション支援事業

聴覚障害者等のコミュニケーション支援を推進するため、手話通訳者派遣事業や要約筆記奉仕員派遣事業の利用促進を図るとともに、登録手話通訳者の確保と資質の向上に努めます。また、研修等を通じて市職員の手話能力を養成します。

なお、要約筆記奉仕員派遣事業については、市独自の派遣体制の整備に向けて、要約筆記奉仕員の養成に取り組みます。

3. 日常生活用具給付事業

日常生活用具の給付について、ホームページ等を通じて事業の周知を図り、ストーマ装具や情報通信支援用具など障害の特性に合わせた用具の給付を行います。

4. 移動支援事業

障害者の外出等社会参加の促進を図るため、障害の特性に合わせた移動支援を提供します。

なお、ガイドヘルパー派遣事業・全身性障害者介護人派遣事業・知的障害者介護人派遣事業については、移動支援事業との調整を図りながら、適正かつ有効な利用を図ります。

5. 地域活動支援センター事業

障害者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行うため、地域活動支援センターを設置する NPO 法人等に対して運営費の補助を行い、運営の安定と質の向上を図ります。

6. その他の事業

障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、各種事業の充実に努めます。また、今後も障害者の生活実態やニーズを十分に考慮しながら、必要な事業の検討を行います。

第5章 計画の実現に向けて

1．障害福祉サービス等に関する情報提供の充実

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の周知を図るため、広報や各種パンフレット、ホームページ等により、分かりやすく、かつ点字や音声テープなども利用しながら障害に応じた適切な情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員に対する研修会等を通じて、制度の周知を図ります。

2．関係機関等の連携強化

計画の実現を図るため、保健・福祉や教育などの行政の各分野はもとより、社会福祉協議会や市民、各種団体、サービス提供事業者などが、それぞれの役割を果たすとともに、障害者就労支援センターの連絡会議や新たに設置する地域自立支援協議会等の場において相互に連携を図ります。

3．計画の進行管理

各年度におけるサービスの見込量をはじめ、地域生活への移行や一般就労への移行などの達成状況を点検・評価し、障害者施策推進協議会において協議します。また、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

< 附表 >

【障害福祉サービスの必要見込み量一覧】

< 再掲 >

サービスの区分	単 位	平成 18 年度 必 要 量	平成 19 年度 必 要 量	平成 20 年度 必 要 量	平成 23 年度 必 要 量
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	時間分 (年間)	31,200	32,766	34,327	39,008
短 期 入 所	利用日数 (年間)	3,200	3,346	3,489	3,916
生 活 介 護	人日分 (月間)	66	1,430	1,804	5,742
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	人日分 (月間)	22	66	66	198
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	人日分 (月間)	0	110	132	638
就 労 移 行 支 援	人日分 (月間)	66	220	396	704
就 労 継 続 支 援 A 型	人日分 (月間)	0	44	44	88
就 労 継 続 支 援 B 型	人日分 (月間)	22	264	1,012	3,476
療 養 介 護	人分 (月間)	3	3	3	27
共 同 生 活 援 助 共 同 生 活 介 護	人分 (月間)	25	31	37	54
施 設 入 所 支 援	人分 (月間)	6	34	49	205
児 童 デ イ サ ー ビ ス	利用日数 (年間)	7	7	7	7
サ ー ビ ス 利 用 計 画 作 成	人分 (月間)	0	8	12	24

【地域生活支援事業の必要見込み量一覧】

障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4	6
手話通訳者派遣事業	利用件数 (年間)	643	707	756	840
要約筆記奉仕員 派 遣 事 業	利用件数 (年間)	3	10	10	40
日常生活用具給付事業	給付件数 (年間)	1,829	3,609	3,788	4,377
移 動 支 援 事 業	時間分 (年間)	11,100	11,700	12,285	14,040
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業	利用人数	44	124	227	219

資料編

1. アンケート調査結果報告

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

-) 障害福祉サービスのニーズを把握する
-) 障害福祉計画の範囲内で、分野ごとの施策のあり方を検討する材料を得る

(2) 調査項目

調査項目	設問項目(全15問)
A 回答者の属性	記入者/年齢性別/生活している場所/障害等級および手帳/身体障害種別/介助度/介護保険の適用
B 現在の福祉サービス利用	在宅サービスの利用および満足度/施設(通所と入所)サービスの利用および満足度
C 今後のサービス利用意向	訪問系サービスの利用希望/日中活動系サービスの利用希望/就労に関わる日中活動系サービスの利用希望/施設等での居住サービス利用希望/地域生活支援事業

(3) 調査対象と調査方法

障害種別	対象	調査対象者数	抽出方法	配布・回収方法
身体障害者	身体障害者手帳所持者	302人	障害種別、等級から均等に無作為抽出	郵送配布 郵送回収 (無記名)
知的障害者	療育手帳所持者	337人		
精神障害者	精神保健福祉手帳所持者	97人		
合計		736人		

(4) 調査期間

配布:平成18年8月7日(月)

締切:平成18年8月21日(月)

(5) 回収状況

配布数	回収数	回収率	回収数 配布数
736通	386通	52.4%	

2. 集計結果

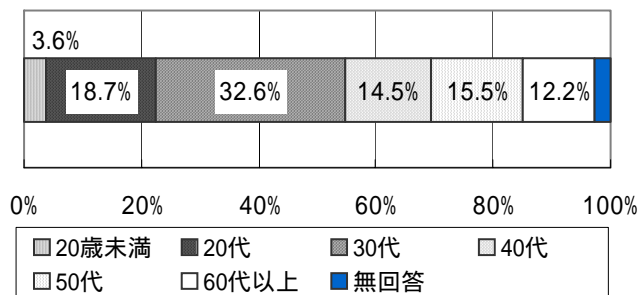
数字の合計は必ずしも 100% になりません

1. 回答者属性

(1) 回答者の属性

回答者の年齢は、30代が 32.6%、20代が 18.7%で、合わせて全体の半数を占めています。

図1 年齢



(2) 回答者の障害度合いについて

身体障害者は1級・2級、知的障害者はA・Aといずれも重度の方の割合が高くなっていますが、これは現在サービスを利用している方を調査対象としたためです。

図2 身体障害者手帳の等級

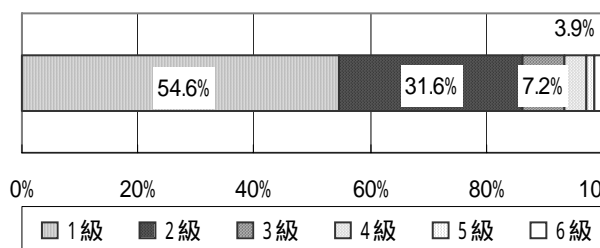


図3 精神障害者保健福祉手帳の等級

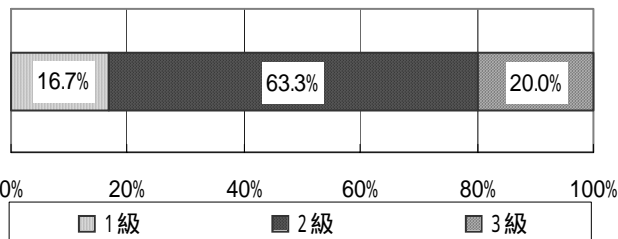
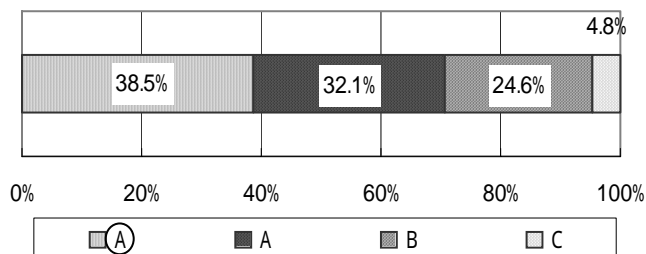


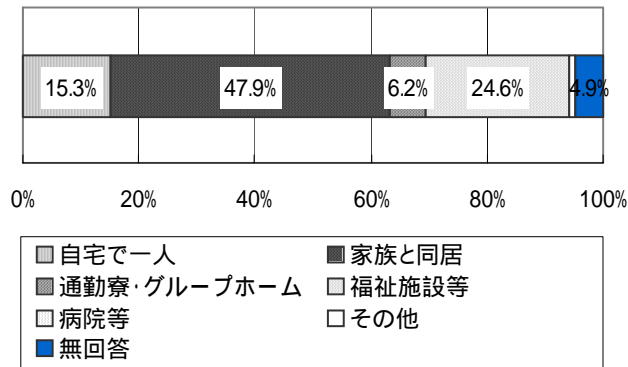
図4 療育手帳の等級



(3) 生活している場所について

生活している場所は、「家族と同居」が47.9%と半数近くを占めており、「自宅で一人」と答えた15.3%と合わせると全体の6割以上が「在宅生活」となっています。「福祉施設等」は24.6%となっています。

図5 生活している場所



2. 現在利用しているサービス

(1) 在宅サービス利用の現状と満足度

在宅サービスの利用の現状は、デイサービス、ホームヘルプの利用がやや高いものの、全体的にはサービス種別に大きな差はありません。利用の満足度では、ショートステイの満足度が低く、どちらともいえないが半数近くとなっています。

図6 在宅サービス利用の現状

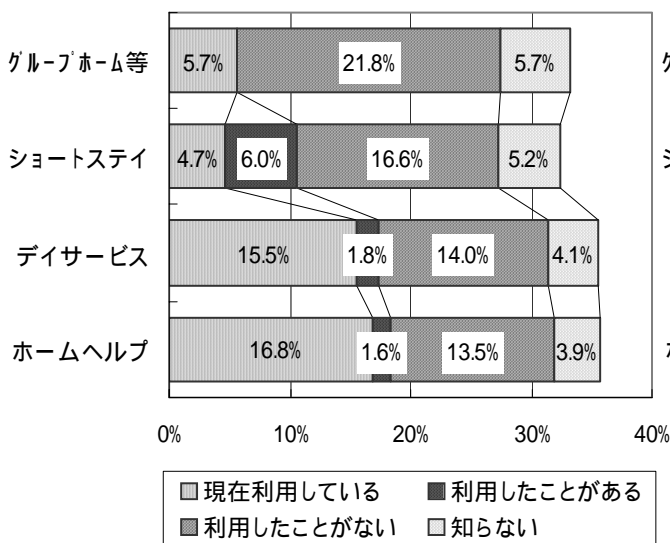
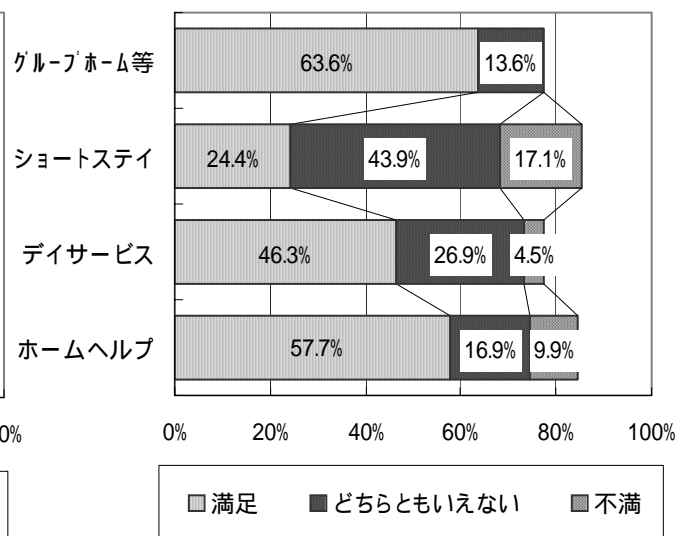


図7 在宅サービス利用の満足度



外出支援サービスについては、いずれも「利用している」「利用したことがある」と回答した人は少なくなっています。満足度では知的障害者介護人派遣事業の満足度は高いが、ガイドヘルパー派遣事業はやや低くなっています。

図8 外出支援サービス利用の現状

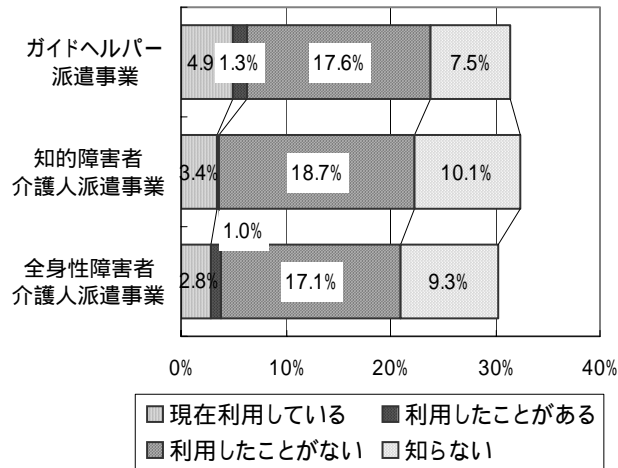
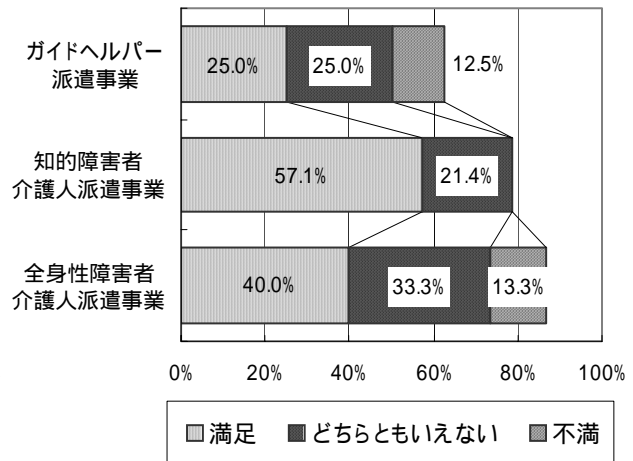


図9 外出支援サービス利用の満足度



(2) その他の在宅サービス利用の現状と満足度

その他の在宅サービスでは、手話通訳者派遣事業は「利用している」と回答した人は少ないものの、利用の満足度は非常に高くなっています。

図10 その他の在宅サービス利用の現状

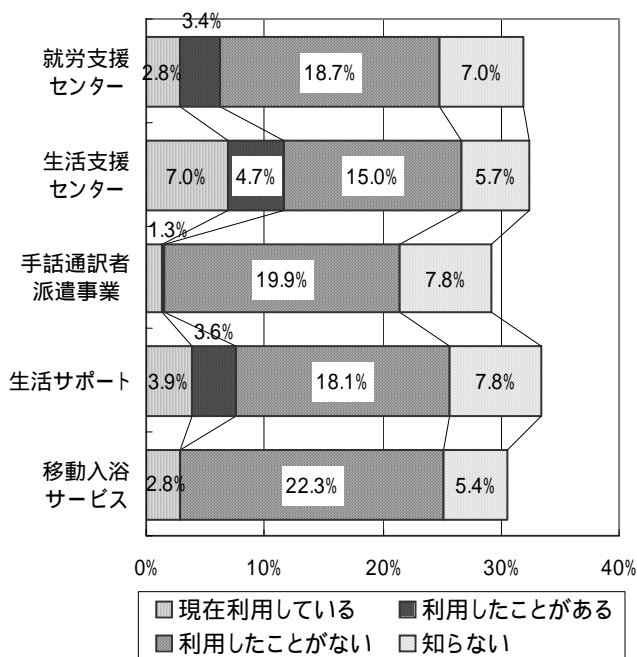
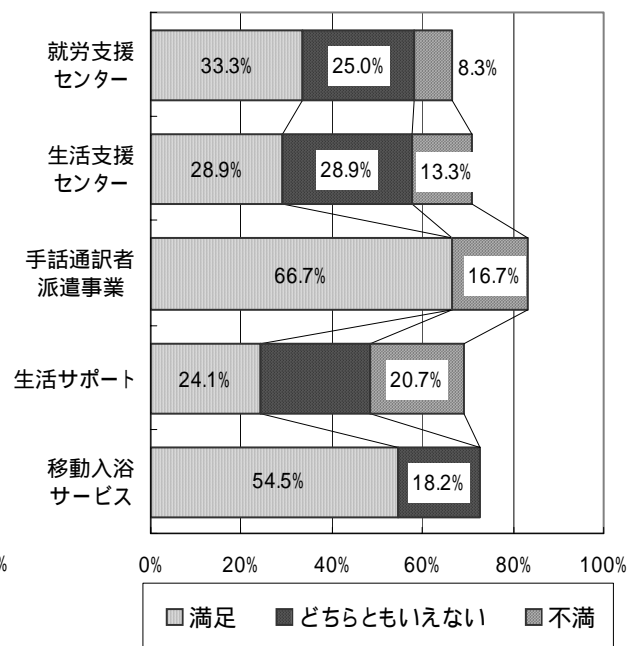


図11 その他の在宅サービス利用の満足度



(3) 施設サービス利用の現状

入所施設サービスの利用は、入所更生施設が 57.7%と最も大きな割合をしめています。通所施設サービスでは、いずれの施設もほぼ同じ割合となっています。

図12 入所施設サービス利用割合

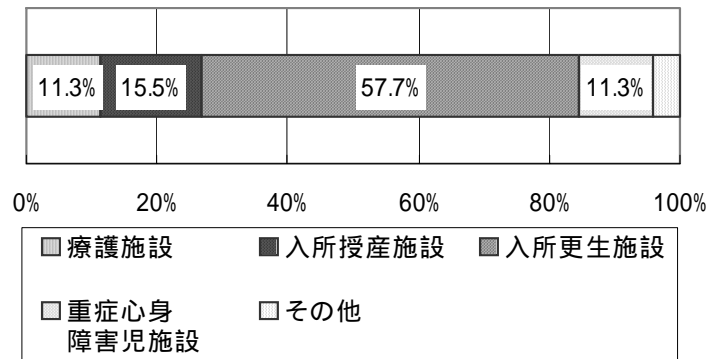
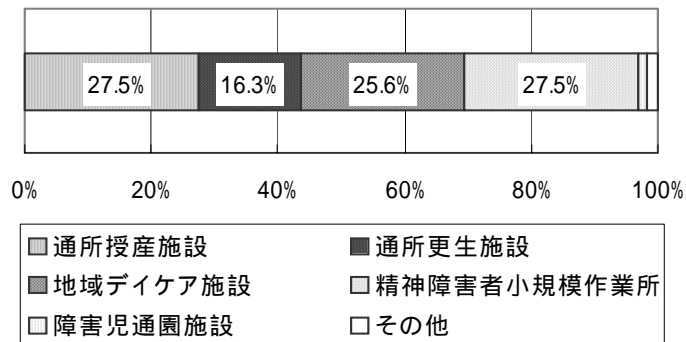


図13 通所施設サービス利用割合

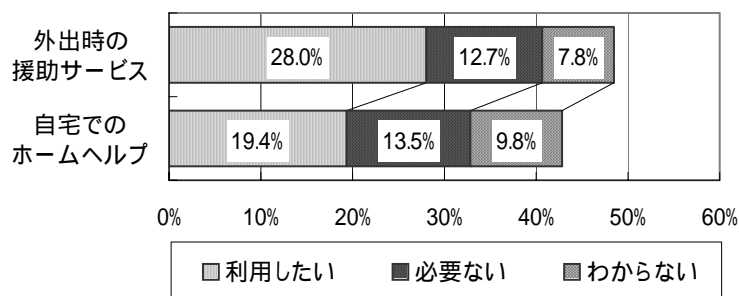


3. 今後利用したいサービス

(1) 新しいサービスの利用意向

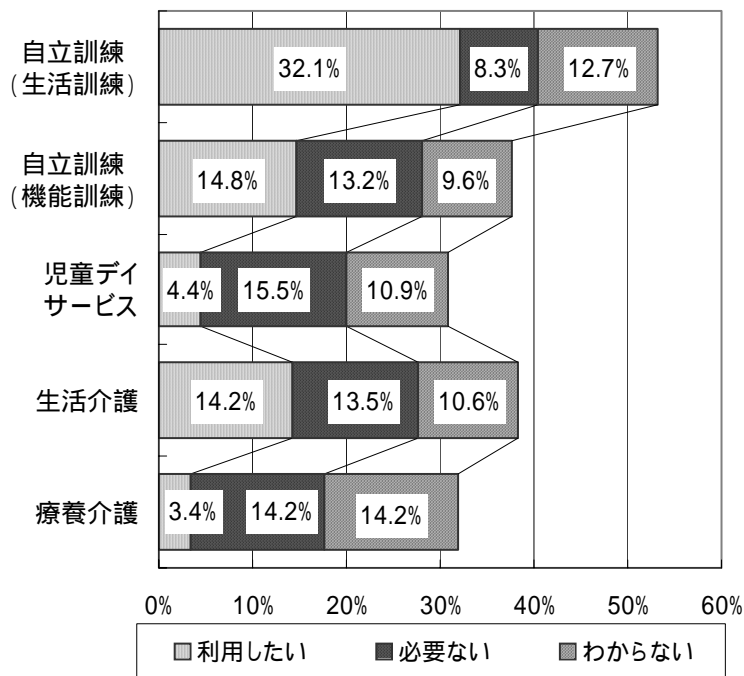
訪問系のサービス利用意向では、外出支援の利用意向が28%と高い数値となっており、今後も一定の利用の伸びが予想されます。

図14 訪問系サービス利用意向



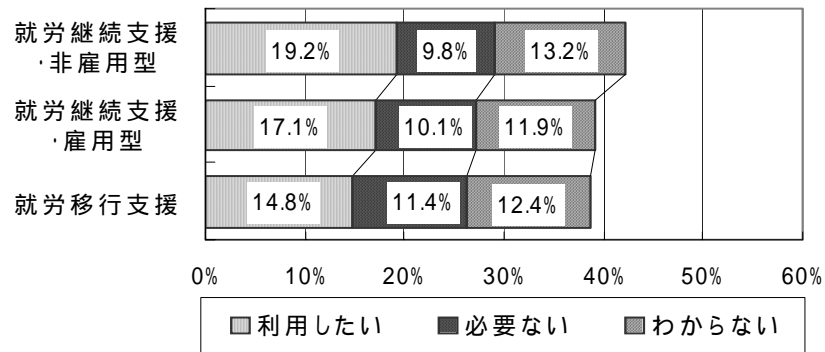
日中活動系のサービス利用については、自立訓練（生活訓練）の利用意向が32.1%と最も高く、家族や利用者の自立生活に対する期待感が感じられます。

図15 訓練や創作等に関わる日中活動系サービスの利用意向



就労に関わる日中活動系サービスの利用意向は、3つの種別で大きな差はなく、いずれも15~20%程度となっており、就労に対する意向が強いことが伺えます。

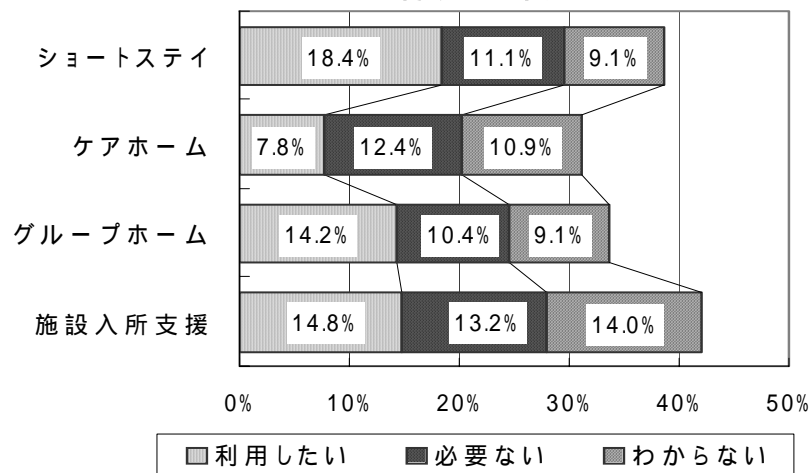
図16 就労に関わる日中活動系サービス利用意向



(2) 施設等での居住サービスの利用意向

施設等での居住サービス利用意向は、ショートステイの利用意向が18.4%と高く、続いて、施設入所支援が14.8%となっています。

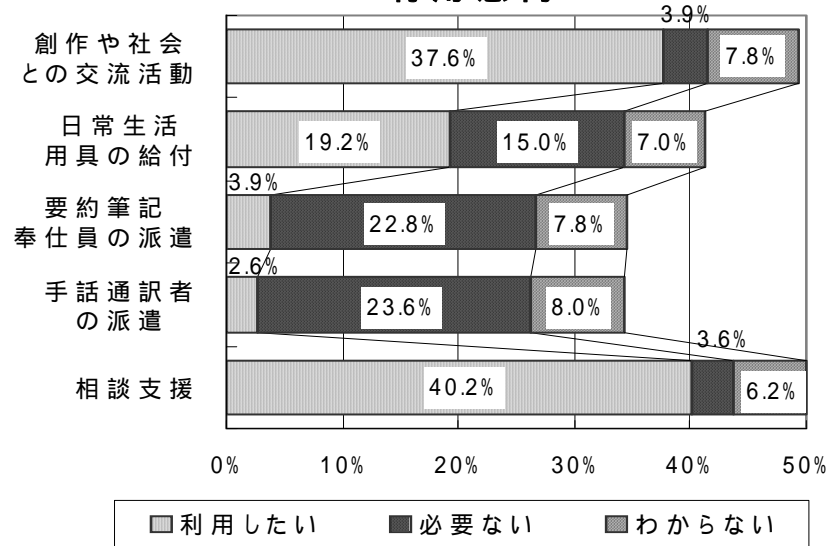
図17 施設等の居住サービスの利用意向



(3) 地域生活支援事業の利用意向

地域生活支援事業については、相談支援が 40.2%、創作等社会活動が 37.6% など、高い利用ニーズが見られます。

図 18 地域生活支援事業の利用意向



4. アンケート調査で寄せられた自由意見

自由意見については、障害福祉計画の策定にあたりご意見・ご提案を自由回答として設問したところ、178人の方から回答が寄せられました。ご意見・ご要望は複数回答のため、25のキーワードで分類し、合計242件のご意見として整理しましたが、内容的には、障害福祉計画そのものに対するものよりも障害者自立支援法や福祉サービスに関するものが多くを占めていました。最もご意見が多かったのは、利用者負担、施設、自立支援法制度に関するもので、いずれも30件以上、続いて地域生活、就労支援に関するものが20件前後となっています。件数内訳は次のとおりです。

	キーワード	件数		キーワード	件数		キーワード	件数
1	利用者負担	39	10	グループホーム	8	19	タクシー券・ガソリン券	3
2	施設	34	11	障害程度区分	6	20	手話通訳	2
3	自立支援法制度	33	12	医療費	4	21	運賃割引	2
4	地域生活	20	13	デイサービス	4	22	リハビリ	2
5	就労支援	18	14	ショートステイ	4	23	成年後見制度	1
6	障害福祉計画	12	15	入浴サービス	3	24	ガイドヘルパー	1
7	ホームヘルプサービス	12	16	相談支援	3	25	その他	7
8	作業所	9	17	情報提供	3			
9	アンケート調査	9	18	介護人派遣	3			

ご意見は、概ね次に掲げるような傾向がみられました。

まず、障害者自立支援法については、法制度そのものの見直し要望のほか、利用者負担増大に関するご意見や利用者負担の軽減・廃止要望が多数ありました。

次に、福祉サービスについては、在宅生活を支える各種サービスのほか、自立のための訓練を含めた就労支援策など、自立生活支援策の充実を求める傾向がみられる一方で、施設への入所を求めるご意見・ご要望も多数ありました。

また、アンケート調査について、「障害別に多くの障害者に実施すべき」「内容が幅広く分かりにくい」というご意見もありました。調査票の作成にあたっては、できるだけわかりやすいよう配慮しましたが、障害者自立支援法が施行されたばかりで制度が十分に浸透していないことなどから、このようなご意見が出たものと推測されます。

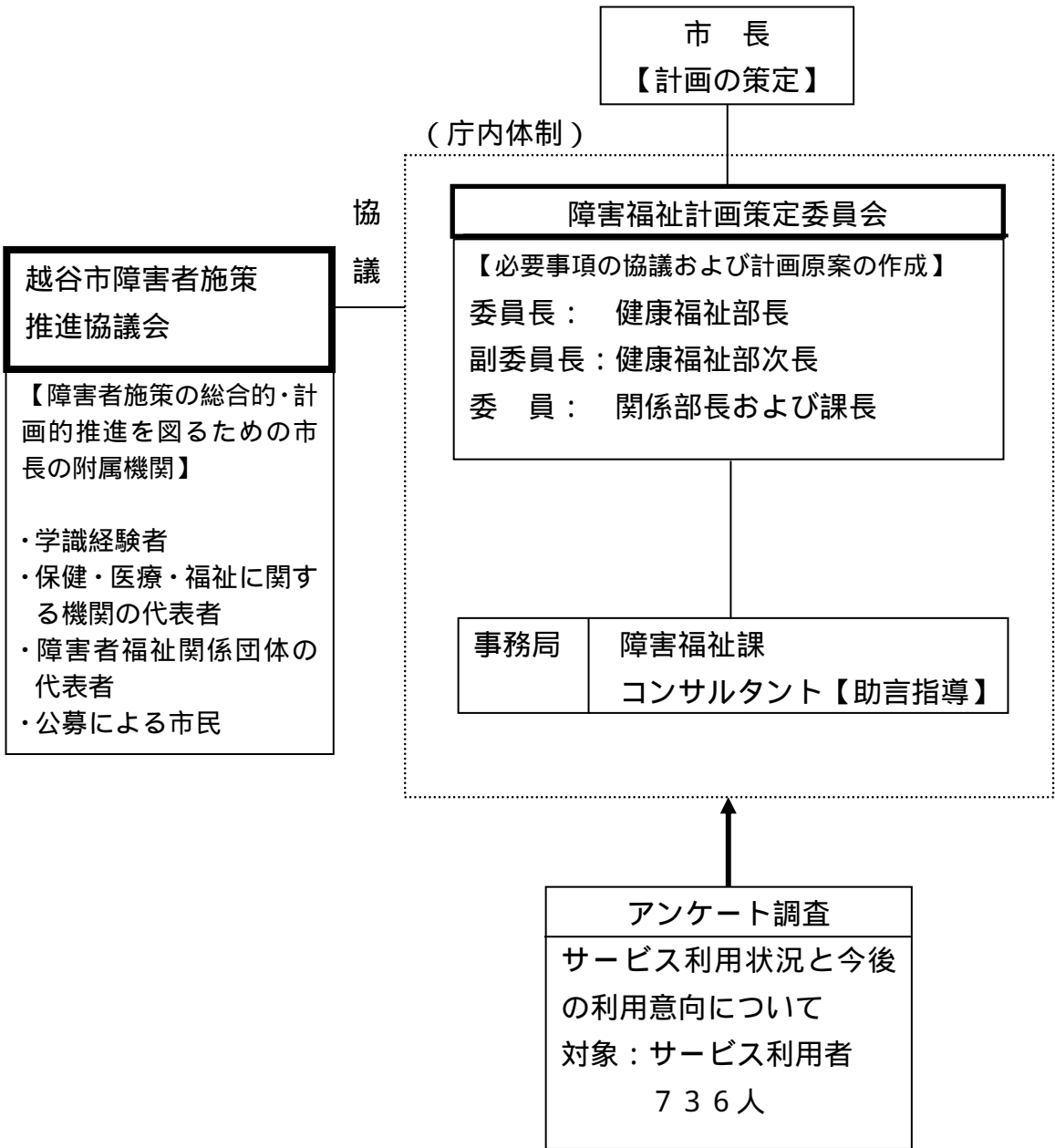
なお、平成19年度に障害者計画の見直しを予定していますが、今回寄せられたご意見・ご要望についても参考にさせていただきたいと考えています。

2 . 計画の策定経過と策定体制

1 . 計画の策定経過

平成 18 年	5 月上旬	越谷市障害福祉計画策定の方針決定
	5 月 11 日	越谷市障害者施策推進協議会委員の選出依頼
	5 月 30 日	コンサルタント業者の選定・委託契約
	6 月 12 日	越谷市障害福祉計画策定委員会設置要領制定
	6 月 5 日～23 日	越谷市障害者施策推進協議会委員の公募
	5 月 26 日	新越谷市障害者計画の進捗状況調査
	7 月 26 日	第 1 回策定委員会 (計画策定の趣旨等について)
平成 19 年	8 月 7 日～21 日	アンケート調査の実施
	8 月 9 日	第 1 回障害者施策推進協議会 (計画策定の趣旨・障害者計画の進捗状況等について)
	10 月 27 日	障害福祉計画の国県への中間報告
	10 月 26 日	第 2 回策定委員会 (障害福祉計画素案について)
	11 月 28 日	第 2 回障害者施策推進協議会 (障害福祉計画素案について)
平成 19 年	1 月 25 日	第 3 回策定委員会 (障害福祉計画案について)
	2 月 19 日	第 3 回障害者施策推進協議会 (障害福祉計画案について)
	2 月 23 日～3 月 9 日	パブリックコメントの実施
	3 月 20 日	第 4 回策定委員会 (障害福祉計画案について)
	3 月 30 日	障害福祉計画の策定(市長決裁)

2 . 計画の策定体制



3.用語の解説

インフォーマルサービス

制度化された（制度的）サービスに対比し、制度化されていない多様な形態のサービスを総称したもの。具体的には、近隣や地域社会、ボランティア、非営利活動団体などの行うサービスをさす。フォーマルサービスは、公的機関の制度に基づいて実施され、社会福祉サービスの基幹的な部分を形成するが、一定の基準によるため画一的な面が強くなる特性がある。これに対し、インフォーマルサービスは、個々の利用者のおかれている環境やニーズをふまえた機動性のある弾力的なサービスを提供することができる特性をもっている。

NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）の総称。Non Profit Organizationの略。平成10年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体をNPO法人という。

ガイドヘルパー派遣事業

重度の視覚障害者や車イス利用者が外出する時に、付き添い介助を行うサービス。通院や公的な手続き等のための外出に利用できる。

重症心身障害児施設

重症心身障害児施設は、重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している方が入所により療育や生活指導を受ける施設。近隣では松伏町に中川の郷療育センターがある。

障害者施策推進協議会

障害者施策の総合的・計画的推進を図るため、障害者基本法に基づいて設置する市長の附属機関。越谷市では平成18年8月に設置された。

障害者就労支援センター

障害者の就労を促進するための就労支援および障害者の地域社会での就労能力や社会適応力を高めるとともに、多様な就労形態を模索する地域適応支援を実施し、障害者の職業的および社会的自立の促進を図ることを目的として、総合的な就労支援を実施する。越谷市では平成17年4月に産業雇用支援センター内に開設した。

障害者自立支援法円滑施行特別対策

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策として、国が実施する特別対策である。内容としては、(1)利用者負担の更なる軽減措置として、通所・在宅

利用者については1割負担の上限額を1/2から1/4に引き下げるとともに、軽減対象を収入ベースで概ね600万円までの世帯に拡大する、(2)日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした激変緩和措置として、従前報酬の90%までの保障機能を強化する、(3)直ちには新サービスに移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な助成措置などとなっている。

情報通信支援用具

障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等を意味する。

心身障害者地域デイケア施設

在宅の心身障害者が、身近な地域で通所して自立訓練および授産活動などを行うことにより、社会参加をめざす施設。

新体系移行支援事業

施設の新体系サービスへの移行を進めるために埼玉県と県内市町村がサービス事業所へ補助金を交付する制度。対象となるのは新体系サービスへ移行した事業所で、施設の改築、就労支援員の雇用、授産スペースの整備等のメニューに該当した場合、補助金が交付される。

身体障害者更生施設

一定の期間入所して、自立に必要な生活指導・訓練や社会復帰に必要な訓練など、各種のリハビリテーションを提供する通過型の施設。肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、内部障害者更生施設などがある。

身体障害者授産施設

身体障害者で就職が困難な方が入所または通所により、必要な訓練や仕事の提供を受け、一般の事業所などへの就職や自営業などで就業できるようになることを目的とした施設。

身体障害者筋ジス療養施設

筋ジストロフィー（進行性筋萎縮症）の進行により、療養が必要な方が治療やリハビリテーションを受けるため、長期の療養生活が送れるように整備された施設。

身体障害者相談員

民間ボランティアとして、身体に障害のある方の相談支援活動を行い、行政とのパイプ役になるなど必要な援助を行うことを県から委託された相談員。

身体障害者療護施設

常時介護を必要とする重度の身体障害者が入所して、医学的管理のもとに必要な介護を受

ける施設。

ストーマ装具

ぼうこう、直腸機能等の障害により、ストーマ（腹部に設けた便や尿の排泄口のこと）を造設している方が使用する装具のことをいう。

精神障害者小規模作業所

地域における在宅の精神障害者の社会復帰を促進するため、地域で通所によりその特性に応じて作業訓練や社会適応訓練などを提供する施設。

精神障害者地域生活支援センター

地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談への対応や地域との交流により社会復帰と社会参加の促進を図る施設。平成18年10月からは地域活動支援センター等に移行。

精神障害者生活訓練施設（援護寮）

回復途上にある精神障害者が居宅その他の施設を一定期間利用し、専門の職員による生活指導などを受けながら、社会生活へ段階的に慣れていくための訓練を受ける施設。

全身性障害者介護人派遣事業

重度の全身性障害者の外出援助等のために、障害者の推薦により市町村が適当と認めたと介護人を派遣する事業。

第三者評価

福祉機関や関連する機関が提供する福祉・介護サービスなどの質が適切なものかどうかについて、機関内部で判断するのではなく機関外の第三者によって行われる評価システム。

地域自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、関係機関のネットワークを構築することを目的に設立する組織。地域自立支援協議会で実施する事項は、相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築、相談支援事業所において三障害のいずれにも対応できるような機能の充実、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整などがある。

地域適応支援事業

障害者が公共機関や民間事業所などにおける職場参加や実習を通して、地域社会での就労能力や適応能力を高めることを目的として越谷市が平成13年度から実施している事業。多様な雇用・就労形態も視野に入れた雇用対策の充実を図るために行われている。

知的障害者介護人派遣事業

在宅の重度の知的障害者に対し、外出援助等のための介護人を派遣することにより、知的障害者の生活圏の拡大を図り、その社会参加を促進する事業。

知的障害者更生施設

知的障害者が、入所または通所により、自立に必要な生活指導・訓練などを受ける施設。

知的障害者授産施設

知的障害者で就労が困難な人が、入所または通所により自活に必要な訓練や仕事の提供を受け、一般の事業所への就職や自営業などで就業できるようになることを目的とした施設。

知的障害者相談員

民間ボランティアとして、地域で知的障害者やその保護者への相談支援活動を行い、行政とのパイプ役になるなど必要な援助を行うことを県から委託された相談員。

知的障害者通勤寮

就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を提供し独立および自活をめざして社会適応力の向上や社会復帰を図ることを目的とした施設。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害のある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障害の態様の1つととらえており、障害のある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

福祉工場

働く意志と作業能力をもちながら、対人関係や健康管理などの理由から、一般企業に就職が困難な障害者を雇用し、生活指導、健康管理などに配慮し、かつ一定額の給与を保障する施設。

福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。

越谷市障害福祉計画

発行 越谷市
〒343 - 8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話 048(964)2111(代表)

編集 越谷市健康福祉部障害福祉課

平成19年(2007年)3月発行